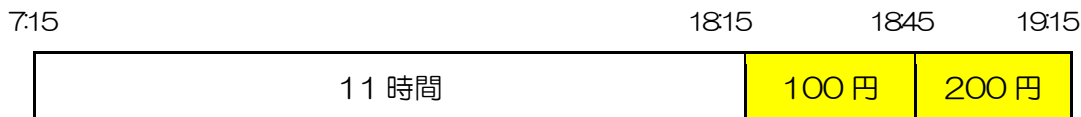


延長保育料(月曜日から金曜日まで)

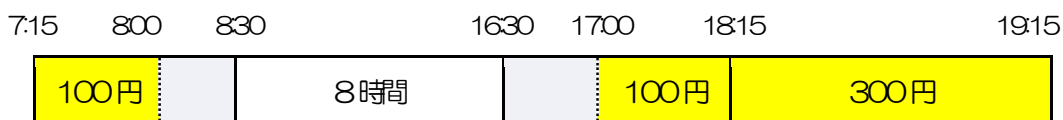
① 保育標準時間

- ・ 18時15分から18時45分までの利用料を「100円/日」とする。
- ・ 18時45分から19時15分までの利用料を「200円/日」とする。
- ・ 1月の上限額は、「5,300円」とする。



② 保育短時間

- ・ 17時を越えた場合に延長保育料を徴収する。
- ・ 17時から18時15分までの利用料を「100円/日」とする。
- ・ 18時15分から19時15分までの利用料を「300円/日」とする。
- ・ 早朝利用は、8時より前から利用する場合に延長保育料を徴収することとし、「100円/日」とする。
- ・ 1か月の上限額は、「5,300円」とする。



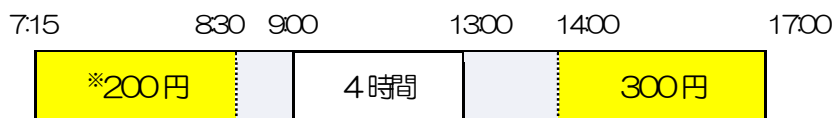
預かり保育料 (1号認定)

**2016年4月1日より福山市に合わせて変更しました。**

- ・ 月曜日～金曜日の14時を越えた場合に預かり保育料を徴収する。
- ・ 17時までの利用料を「300円/日」とする。
- ・ 1か月の上限は、「3,000円」とする。  
(17時を超えることはできません)

※早朝利用は、8時30分前より前から利用する場合に徴収することとし、「200円/日」とする。(早朝利用料は預り保育料とは別途とする。)

- ・ 長期休暇中は9:00～13:00「200円/日」を別途徴収する。
- ・ 1か月の上限は、「2,000円」とする。



長期休暇中は 200円